

1. 全体構想と小委員会との関わりについて

1-1. 再生普及小委員会の目的

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等について協議する。

(1) 検討概要

検討事項	進め方
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湿原保全についての環境教育 ■ 自然体験の場の構築 ■ 地域住民が参加できる仕組みづくり ■ 環境教育を実践、支援するためのネットワークづくり ■ 利用者への環境情報の提供 ■ 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり ■ 「市民参加・環境教育等の推進に関する10の提言」を踏まえた行動計画づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人々の湿原への関心を喚起する ・ 湿原と人との関わりの歴史と今を知る ・ 自然再生の仕組みや動きを広める ・ 自然再生について情報公開と合意形成を進める ・ 自然再生に地域・市民の参加を促す ・ 自然再生への幅広い支援・協力を求める ・ 湿原と継続的に関わる学びの機会をつくる ・ 新しい国立公園利用を創り出す ・ 湿原を訪れる人へのサービスを改善する ・ 人・施設・地域のネットワークをつくる
湿原景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優れた景観の周知と保全意識の高揚 ■ 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 ■ 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元
自然再生への市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路湿原川レンジャー、釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーなどによる調査と管理の市民参加 ■ 自然再生や河川清掃等のボランティア活動に市民が参加できる仕組みづくり ■ 湿原の調査と管理に関する情報の共有化
保全と利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用が自然環境に与える影響検討・把握 ■ 利用実態や地域の要望の把握・吟味 ■ 保護と利用の観点からの必要な施設整備 ■ 基本的ルール、マナーの議論 ■ 利用のルールの施行、検証 ■ 利用者への情報提供

(2) ワーキンググループ

- 釧路湿原環境教育ワーキンググループ
- 釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ
- 釧路川カヌー利用ガイドライン策定ワーキンググループ
- 釧路川におけるトイレのあり方検討会

1-2. 釧路湿原自然再生全体構想の骨子

1-2-1. 背景、経緯

(釧路での動向)

- 釧路湿原保全に関する過去の取組み
- 釧路湿原の近年の急激な環境変化

(日本での動向)

- 河川法改正
 - ・ 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会
- 新・生物多様性国家戦略
 - ・ 環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合
- 自然再生推進法

(世界での動向)

- 環境関連の会議等
 - ・ 地球環境サミット（1992年リオデジャネイロ、2002年ヨハネスブルク）
 - ・ 生物多様性条約
 - ・ ラムサール条約第8回締約国会議（2002年）
決議16「湿地復元の原則とガイドライン」

1-2-2. 釧路湿原自然再生の意義・目的、基本的な考え方

- 我が国最大の湿原（国立公園）
- 我が国初のラムサール登録湿地
- 釧路湿原が有する様々な機能
 - ・ 水源涵養、水質浄化、洪水調節、野生生物の生息・生育環境、湿原景観 etc.
- 今ある良好な自然の保全と傷ついた自然の再生
- 自然の再生とは、何かを造るのが目的ではなく、自然に対する悪影響を取り除くことによって、自然が自らの力で回復していくことを手助けするもの。
- 釧路湿原を次世代へ継承
 - ・ 次世代のための国土保全・環境保全
- 保全と再生の取組みを世界へ発信
 - ・ 日本の事例として世界へ発信することにより地球環境の保全に寄与

1-2-3. 対象区域

- 釧路湿原が直面する課題～湿原の環境変化
 - ・ 流域開発、森林伐採、河川の直線化、家畜頭数の増加 etc.
 - ・ 開発等による湿原面積自体の減少
 - ・ 開発等による流入負荷量の増大（土砂、栄養塩）
 - 流域全体の視点
 - ・ 保全・再生の対象は釧路湿原
 - ・ 釧路湿原を保全・再生するためには、流入負荷量対策や再生普及啓発など、流域全体での取組みが必要
- 全体構想の対象区域は釧路湿原及びその流域

1-2-4. 目標

- 長期的目標
 - ・ 釧路湿原の環境が急激に変化する 1980 年以前の湿原状態に戻す
- 当面の目標（今後 20～30 年で取組むべき目標）
 - ・ 2000 年状態の湿原を維持
 - ・ 流域及び河川からの負荷を少なくとも概ね 20 年前の水準に戻す
 - ・ これ以上の湿原の減少・劣化を防ぐとともに人為により消失した湿原を再生させることにより現状の湿原の面積・状態を総量として維持

1-2-5. 目標達成のための施策

（流入負荷量対策、湿原総量維持のための施策）

- 流域からの影響を強く受けるバッファでの対策
- 流入負荷などの発生源への対策

（ソフト的施策）

- 環境教育の推進
- 保全と利用の普及啓発

目標達成のための施策	自然再生事業メニュー
水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止 ● 湿原流入部の土砂調整地 ● 土砂調整地 ● 河道の安定化対策
森林の再生などによる保水、土砂流入防止、生態系の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 裸地、荒廃地等への植林
湿原の再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原の再生
湿原植生の制御	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原植生の制御
蛇行する河川への復元	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛇行する河川への復元
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水環境の保全 ● 地下水の保全 ● 湖沼水環境の調査
野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生生物の生息・生育環境の保全
湿原景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 優れた景観の周知と保全意識の高揚 ● 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制 ● 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元
保全と利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用が自然環境に与える影響検討・把握 ● 利用実態や地域の要望の把握・吟味 ● 保護と利用の観点からの必要な施設整備 ● 基本的ルール、マナーの議論 ● 利用のルールの施行、検証 ● 利用者への情報提供
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原保全についての環境教育 ● 自然体験の場の構築 ● 地域住民が参加できる仕組みづくり ● 環境教育を实践、支援するためのネットワークづくり ● 利用者への環境情報の提供 ● 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり

1-2-6. 実施する上でのポイント

[調査・事業の進め方]

- 目標の設定
 - ・ 事業対象地の状況に応じて、実施計画ごとに具体的な目標を設定する。
- 科学的調査・計画
 - ・ 対象となる自然に影響を与えている要素が何かを科学的に調査し、その結果に基づき影響を取り除くための計画を立案する。
- モニタリング・評価、順応的管理
 - ・ 一度に大規模に行わず、小規模な実験的な事業から着手し、自然再生のプロセスが当初の仮説どおりか否かをモニタリングする。仮に仮説と異なる結果が出た場合には、手法を柔軟に見直す「順応的管理」を行う。

[事業推進の仕組み]

- 関係省庁・NPO等との連携、市民参加
 - ・ 上記のプロセスの各段階で、関係省庁、地元自治体、NPO、専門家など各方面の人々との連携・協力を行う。
- 情報の公開と共有
 - ・ 調査、事業の合意形成の前提として、基本的にすべての情報をホームページ等を使って公開し、住民、地元関係団体、専門家をはじめとする関係者が情報を共有できるようにする。

1-2-7. その他自然再生の推進に必要な事項

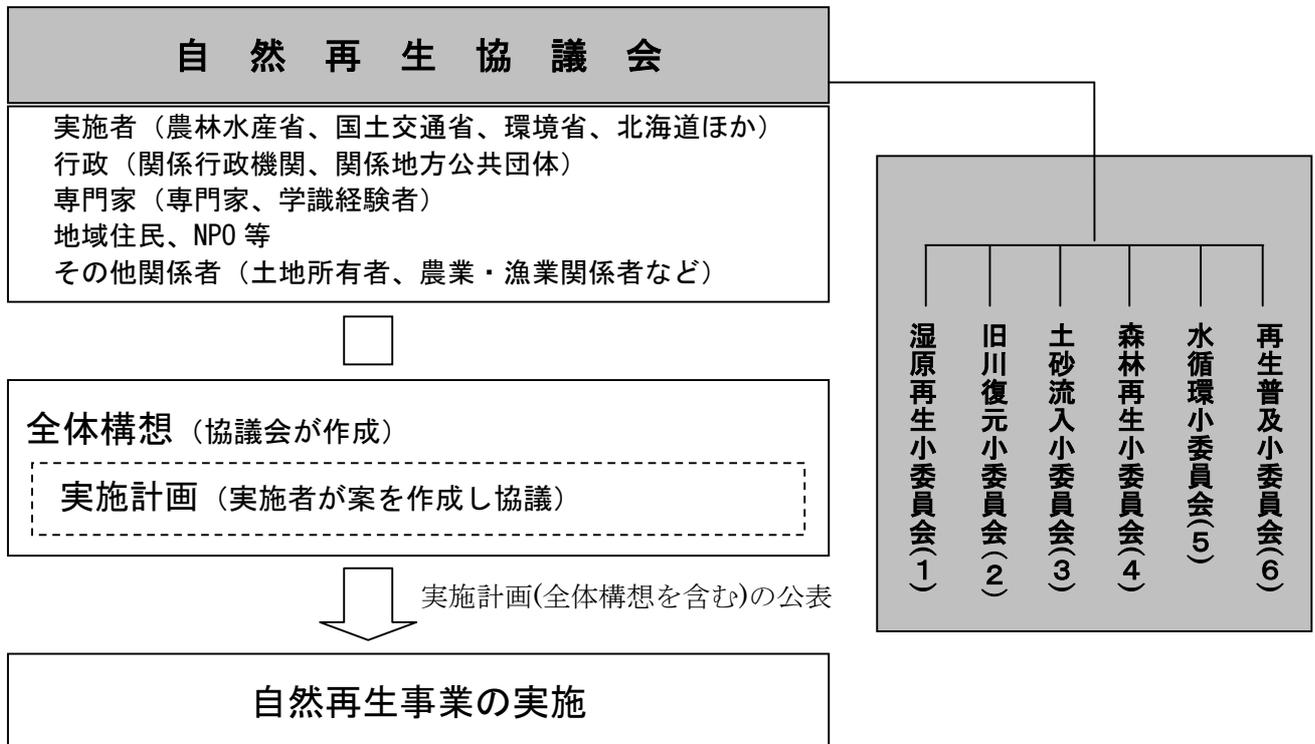
[自然再生と地域・生活とのかかわり]

- 生活・なりわいの維持向上
 - ・ 農業をはじめとする各種産業や生活への影響を最小としつつ、安全な飲み水の確保や景観の維持・向上につなげていく。また湿原に負荷をかけない環境と調和した農林水産業やライフスタイルへの転換を促進する。
- 地域の魅力・活力の向上、地域連携・地域振興の推進
 - ・ 再生事業の実施を通じて、湿原と共生する新たな地域のイメージづくりとその発信に努め、地域振興につなげていく。

1-2-8. 釧路湿原自然再生協議会に参加する者の役割分担

【協議会の組織構成】

＜自然再生協議会の枠組み＞



1-3. 過去の検討経緯と今後

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会 (H11.9～)

釧路湿原の河川環境保全に関する提言 (H13.3) (抜粋)

9. 湿原の調査と管理に関する市民参加

◇湿原の調査と管理に関して市民参加を図ることにより、湿原や流域に関する認識を高める。

10. 保全と利用の共通認識

◇湿原のゾーニングを行い、時期に応じた保全と利用のルール、マナーの共通認識を持つ。

11. 環境教育の推進

◇全世代を対象として、湿原を環境教育の場として活用する。

12. 地域連携・地域振興の推進

◇湿原を軸とした地域交流・連携を進める。そのため情報の共有と相互理解のための場とシステムを整備する。

【湿原利用小委員会】(H12.6～)

●釧路湿原環境教育ワーキンググループ

- ・環境教育資料の作成
- ・地域リーダーの育成

●釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ

- ・ガイドマップの作成

●釧路川カヌー利用ガイドライン策定ワーキンググループ

- ・ガイドラインの策定

○釧路川におけるトイレのあり方検討会

釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会 (H14.9～)

市民参加・環境教育の推進に関する10の提言 (H15.6)

1. 人々の湿原への関心を喚起する
2. 湿原と人との関わりの歴史と今を知る
3. 自然再生の仕組みや動きを広める
4. 自然再生についての情報公開と合意形成を進める
5. 自然再生に地域・市民の参加を促す
6. 自然再生への幅広い支援・協力を求める
7. 湿原と継続的に関わる学びの機会をつくる
8. 国立公園の新しい利用形態を創り出す
9. 湿原を訪れる人へのサービスを改善する
10. 人・施設・地域のネットワークをつくる

釧路湿原自然再生協議会

【再生普及小委員会】(H16.2～)

目的：釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項について協議する。

「湿原利用小委員会」の開催経緯

湿原利用小委員会

(目的)

- ・利用と湿原保全・管理のあり方について意見交換を行う。
- ・地域住民、利用者、関係機関の連携、協調、協力関係の構築。

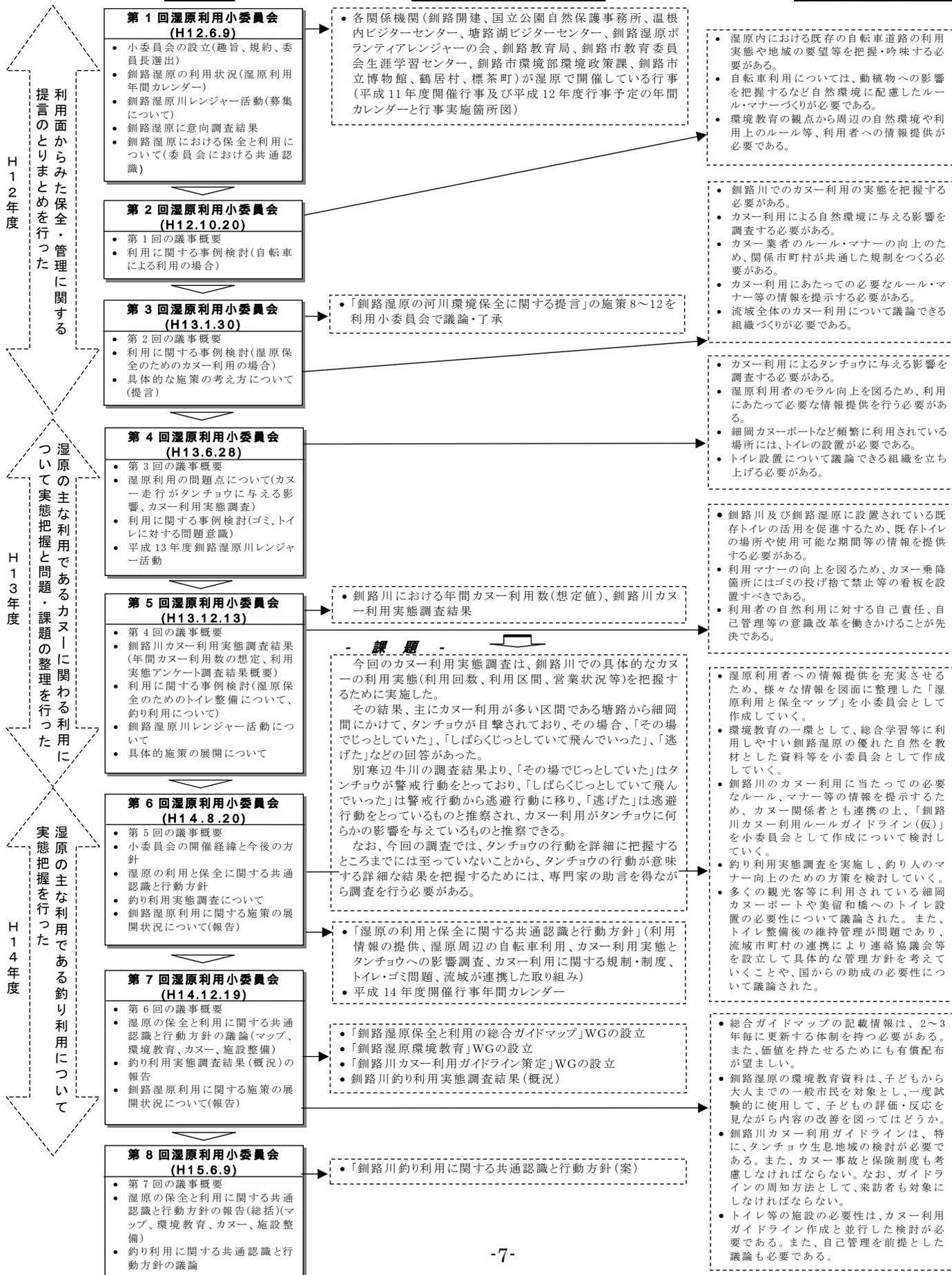
(設立趣旨)

- ・利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関する提言を行う。

開催経緯

検討結果(得られた結果)

小委員会の共通認識



湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針

(ワーキンググループの設立)

(1) 利用情報の提供について

[共通認識]

- 環境教育の観点から周辺の自然環境や利用上のルール等、利用者への情報提供が必要である。(第1回)

マップ作成ワーキンググループ

[今後の方向]

- 利用情報(湿原内の動植物分布状況、各種利用場所・利用ルート、景観ポイント、川レンジャー等の活動状況、環境学習利用場所・内容、イベント開催状況、利便施設位置・期間、法令指定状況、カヌー禁止区間・公園内の行為などの利用規則・規制等)を1枚の図面に整理した「湿原利用と保全マップ」を小委員会で作成する。
- 優れた自然を学習する資料の作成。
- 利用施設の整備(散策路、アクセス路等)の必要性について小委員会で検討する。

環境教育資料作成ワーキンググループ

(2) カヌー利用実態とタンチョウへの影響調査について

[共通認識]

- カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。(第4回)
- 湿原利用者のモラル向上を図るため、利用にあたって必要な情報提供を行う必要がある。(第4回)

[今後の方向]

- カヌー利用がタンチョウに与える影響調査について、専門家等も含めて総合的な判断を行う。
- 湿原利用とタンチョウの保全を考慮し、タンチョウの生息環境に関する情報提供を行う。

(3) カヌー利用に関する規則・制度について

[共通認識]

- 釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。(第3回)
- カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。(第3回)
- カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。(第3回)
- カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。(第3回)

[今後の方向]

- 「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」を小委員会・カヌー利用者等で作成する。

カヌーガイドライン策定ワーキンググループ

(4) トイレ、ゴミ問題について

[共通認識]

- 細岡カヌーポートなど頻繁に利用されている場所には、トイレの設置が必要である。(第4回)
- 釧路川及び釧路湿原に設置されている既存トイレの活用を促進するため、既存トイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供する必要がある。(第5回)
- 利用マナーの向上を図るため、カヌー乗降箇所にはゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置すべきである。(第5回)
- 利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。(第5回)

[今後の方向]

- トイレ設置等については、小委員会の方針を定める。
- 小委員会で議論するため、トイレ及びゴミ問題の現状を具体的に整理する。(トイレ利用状況・清掃活動状況の調査や現地確認を行う。)
- 既存のトイレ設置箇所等の情報を利用者に提供する。

(5) 流域が連携した取り組みについて

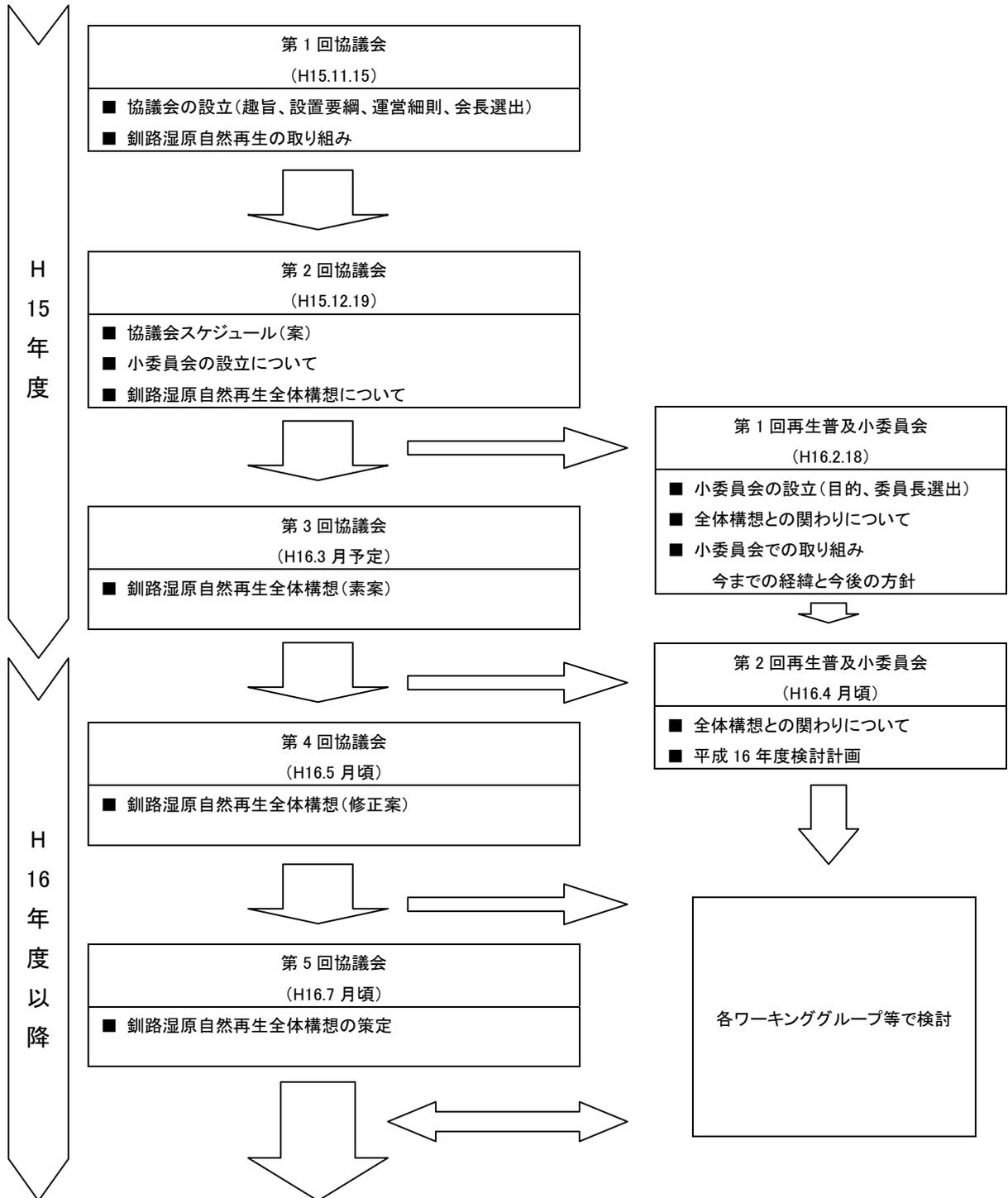
[共通認識]

- 流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。(第3回)
- トイレ設置について議論できる組織を立ち上げる必要がある。(第4回)

[今後の方向]

- 「釧路湿原タスクフォース」の中で、カヌーやトイレについての議論を行う。

再生普及小委員会の開催予定(案)



2. これまでの調査・検討経緯について

2-1. 釧路湿原環境教育について

取組内容

取り組む内容は、次の2つの事項とする。

「釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）」と「指導資料（教師用）」の作成
地域リーダーのネットワーク化と育成方針の作成

(1) 「釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）」と「指導資料（教師用）」の作成
釧路湿原環境教育ガイド（児童生徒用）

ア 作成目的

流域の小中学校の「総合的な学習の時間」の学習テキスト用として作成する。

イ 作成するガイド

- a 小学校3, 4年用環境教育ガイド
- b 小学校5, 6年用環境教育ガイド
- c 中学校環境教育ガイド

ウ 内容構成

「総合的な学習の時間」のねらいに基づき学習活動を進めることができるように、次のことに留意して内容を構成する。

体験活動の前段階として湿原に関心をもったり、自分の課題をもつことができるような基礎的な情報提供

(例)・湿原の生い立ち ・湿原の自然 ・湿原の特徴 ・湿原と人とのかわり ・湿原の保全 など

自然との触れ合いや調査・観察などの体験活動の方法、話し合いの方法、発表の方法など、学び方を育てるための自主学習の手引き

調査するために必要な情報提供（関連施設、関係図書、専門家、NPO など）

湿原保全のための情報提供

・取り組んでいる事例 ・取り組んでいる関連機関や施設、団体 など

指導資料（教師用）

ア 作成目的

上記の環境教育ガイドを使用して指導する際、教師の参考資料として作成する。

イ 作成する指導資料

- a 「小学校3, 4年用環境教育ガイド」用の指導資料
- b 「小学校5, 6年用環境教育ガイド」用の指導資料
- c 「中学校環境教育ガイド」用の指導資料

ウ 内容構成

「総合的な学習の時間」で指導するに当たって （各ガイド共通）

詳しい湿原情報

(湿原の生い立ち、湿原の自然、湿原の特徴、
湿原と人とのかかわり、湿原の保全など)

(各ガイド共通)

「環境教育ガイド」の活用方法

(各ガイドごと)

各ページの解説

(各ガイドごと)

* 分冊か合本か

(2) 地域リーダーのネットワーク化と育成方針の作成

地域リーダーのネットワークの構築

ア ネットワーク化の基本方針

イ ネットワークの活用方法

ウ 関係者一覧の作成

地域の専門家、環境教育活動サークル、自然観察団体、NPO、団体など

地域リーダーの育成

ア 地域リーダーの育成方針

イ 育成の組織づくり (組織の母胎、関係機関・団体、会議等)

ウ 育成の方法

a 小、中学生向け

・ 育成のためのカリキュラム開発

・ 湿原学習会の開催

・ クラブの結成 (湿原クラブ、子どもレンジャー等)

運営母胎、入会方法、活動内容

・ ジュニア・ガイド制度 など

運営母胎、認定カリキュラムと講義、認定資格、認定の授与、ジュニア

・ ガイドの活動

b 高校、大学生向け

・ 講座の内容と開催

・ 高校、大学との連携 (教育課程、講義内容など)

・ サークル、部活と地域リーダーとの関係

< 釧路湿原環境教育ガイド作成構想 >

	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
	湿原を好きになる 湿原全体図または写真(共通)見開き	湿原を調べる、考える	湿原を考える、行動する(発信する)
問題意識をもたせる	<これはな～んだ? > 湿原の生き物や風景 ヤチボウズ ザリガニのアップ 湧き水 キタサンショウウオの卵 ホタルの飛び風景 タンチョウのひな <まだまだあるの? 湿原のひみつ > 前ページと関連のある写真 四季やチボウズの変化 ホタルを呼び戻す運動の新聞記事 湿原に関わる活動の紹介 ネイチャーガイドの解説を聞く人々 カヌーからみる釧路湿原 課題つくりのヒントになるキャラクターの吹き出し	<釧路湿原はどこなところ > 釧路湿原の概要(位置、河川流域、成り立ち、動植物など) 釧路湿原の役割(住居、保水、飲料水など) <釧路湿原に行ってみよう > 湿原展望台、細岡展望台、温根内ビジターセンター 体験活動、施設利用	<釧路湿原のことをよく知ろう > 釧路湿原のことで知っていることを書いてみよう! 釧路湿原の概要(地図上河川流域での位置、現在までの歴史 史的な成り立ち、現在の状況 等) <釧路湿原の環境問題を考えてみよう > 釧路湿原の面積の変化(減少の推移) 野生植物、動物の生態の状況 釧路川流域における環境汚染の状況 湿原の環境保全に関しての地域住民の意識の実態 地球規模の環境破壊の問題(温暖化、森林の減少等)との関連
学習の課題作り	<湿原へレッツゴー! 自分の湿原スペシャルを見つけよう > 計画の立て方 服装、持ち物 安全面の注意 学習の方法、記録の仕方	<釧路湿原について調べよう > 体験して調べる 釧路湿原に詳しい人から情報を得る 本やパンフレット、ガイドブックなどで調べる インターネットで調べる	<環境問題を追及するための方法を考えよう > インターネット 図書館の専門書・出版物 新聞記事等 各種統計資料の活用 各方面の人材の活用 湿原に関する公共・民間機関等の訪問、
課題研究	<見つけた湿原スペシャル > まともめ方、表現方法の紹介 写真 ビデオ 絵 壁新聞など 自分なりの考えをもてるようなアドバイス	<調べたことをまともめよう > 文や絵図にして表す カメラやビデオにして収めまともめ 自分なりのまともめ方をする 自分なりの考えをまともめる	<実際に釧路湿原に出かけてみよう > 野外学習での記録の仕方 ビデオ デジカメ等 調査結果の整理の仕方 湿原の保全について目を向けた自分なりの考えがもてるようにする
表現	<見つけた湿原スペシャル > まともめ方、表現方法の紹介 写真 ビデオ 絵 壁新聞など 自分なりの考えをもてるようなアドバイス	<調べたことをまともめよう > 文や絵図にして表す カメラやビデオにして収めまともめ 自分なりのまともめ方をする 自分なりの考えをまともめる	<湿原について調べたことをまともめよう > 記録を基にしたまともめ方(レポート、壁新聞等)の工夫 まともめを基に交流を深める(グループで、学級内で) 交流した内容からわかった学んだことを考察としてまともめる
発表、交流	<しまんしゅう釧路湿原のこと > 発表、交流の仕方の紹介 湿原発表会 壁新聞大会 湿原ブック など 友達のことをきいて考えを深めるような吹き出し	<釧路湿原について話し合おう > まともめたことを発表し、交流する 自分の考えを発表し、交流する 釧路湿原を元にしたテーマについて話し合う	<湿原について調べたことをまともめよう > 記録を基にしたまともめ方(レポート、壁新聞等)の工夫 まともめを基に交流を深める(グループで、学級内で) 交流した内容からわかった学んだことを考察としてまともめる
発信、行動	<これからも大事な釧路湿原 > 活動の中で見られそうな環境問題 ゴミの不法投棄 湿原の乾燥化 児童ができる環境保全への行動化	<自分たちができることは > 調べたことを元に自分たちに行えることを考える 考えを発信し交流する 自分たちに行えることをやってみる	<湿原の環境について調べたことを発信しよう > 自分たちの調べたことや考えていることを多方面に発信する 校内に 地域に 全国に レポートや壁新聞、ポスターを提示、回覧、配布 ホームページで チラシ、パンフ等 全国で環境教育を実施している学校と連携を取り交流する
資料	協力いただける施設・団体・個人等の連絡先やHP アドレス(共通)		

2-2. 釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップについて

1. 目的

釧路湿原に係るガイドマップとして様々なものが作られているが、保全に係る各種規制やガイドラインを網羅的にまとめたものはなく、釧路湿原の保全と利用に関する共通認識の形成を促すことが必要である。

このため、釧路湿原の保全と利用に関する各種情報を分かりやすく、かつソフトに伝える総合的なガイドマップを作成し、湿原利用者をはじめとする関係者への普及啓発を図る。

なお、対象は、一般の来訪者を中心に想定し、イラストや写真を用いてわかりやすい表現とする。また、無償ではなく、大切に使用してもらえよう有償での配布とする。

2. 進捗状況とこれまでの経緯

第1回、第2回ワーキンググループの意見を踏まえ、環境省東北道地区自然保護事務所及び作業チームにおいて、ガイドマップと添付する小冊子叩き台を作成し、第3回ワーキンググループにおいて示した。その後、そこで提起された意見を踏まえた改良を行い、第4回ワーキンググループにおいて、記載内容やレイアウト等について概ねの賛同を得た。

第1回	平成14年12月18日	趣旨、基本事項の説明、進め方の検討
第2回	平成15年 2月21日	基本レイアウト、記載情報の検討
第3回	平成15年 5月28日	レイアウト、記載情報の掘下げ
第4回	平成15年10月16日	素案の提示

3. 内容

(1) ガイドマップ

A1サイズの地図の片面に「規制」、もう一方の面に「利用」についての情報を記載。主な記載内容は以下の表のとおり。

規制	国立公園	区域線と色分けによる表示
	鳥獣保護区	
	天然記念物	
	河川区域	
利用	観光ポイント	展望台、タンチョウ給餌場、トイレ、駐車場等
	マナー・誘導	車両進入禁止、カヌー利用マナー等
	ラムサール湿地登録区域	
	自然再生事業地	広里湿原再生、達古武森林再生、茅沼河川再蛇行化

(2) 小冊子

カラー見開き 27 ページ。「湿原に親しむ、湿原を学ぶ、湿原を守る」という趣旨に

沿って作成。主な記載内容は以下の表のとおり。

マナー	ゴミの持ち帰り、野生動物への配慮等
詳細マップ	細岡・達古武、塘路・シラルトロ、温根内・北斗
釧路湿原と人間	開拓秘話、アイヌ民話、自然再生について等
釧路湿原の自然	成立ち、植物、動物、湿原の役割
ラムサール条約	趣旨、渡り鳥ルート
連絡先	交通機関、主要施設等

4．今後のスケジュール

最終的な内容の調整、関係機関等による記載内容の確認を行った上で、今春以降の観光シーズンに利用者の手に戻ることを目標とする。

2-3. 釧路川カヌー利用ガイドライン策定

2-3-1. 「釧路川カヌー利用ガイドライン」作成について

(1) 目的（趣旨）

湿原利用小委員会で実施した釧路川カヌー利用実態調査結果から、釧路川でのカヌー（原動機付船舶を含む）利用によるタンチョウ等の自然環境に与える影響や、カヌー利用時におけるルールの必要性等を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン」を作成する。

(2) 検討項目事例

カヌー利用客の安全性について（保険、事故等、安全のために必要な基準）
カヌー利用の推進について（利用情報提供）
カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減について（情報提供、必要な施設等整備、調査研究）
カヌー利用規制の必要性について
利用者からの負担金について
行政機関、カヌー利用者の責務について
カヌー利用者との意見交換の場の設置について

(3) ワーキング グループの運営方針

- ・ 運営方針
開発局が主体（事務局）に、利用小委員会委員、タンチョウの専門家、タスクフォースメンバーで構成
カヌー利用がタンチョウに及ぼす影響に関して、専門家を交えて議論
上記意見を踏まえ、WGでガイドライン（素案）を作成
素案について、カヌー利用者等から意見を聴取（新聞での意見募集掲載、アンケート等）
各種意見を基に、ガイドラインの案を作成
利用小委員会で審議し、ガイドラインを策定
カヌー利用者を集め、ガイドラインの説明会を開催、関係各所へ配布
- ・ 工程
H14～会の設立、検討方針の決定
H15～具体的内容を検討し、素案作成
カヌー利用者等からの意見聴取
H16～ガイドラインの策定、説明会開催

2-3-2. 釧路川カヌー利用についての問題点・課題(整理例)

「湿原利用小委員会での これまでの意見」

釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。
カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。
カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。
カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。
カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。
流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。
カヌー乗降箇所にゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置して利用マナーの向上を図るべきである。
利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。

「釧路川カヌー利用実態アンケート調査 における利用上の問題・課題等」

ジェットスキー、ヨット等が近づいてきて危ない。
カヌーイストよりもキャンパー、釣り人のマナーが悪い。
釧路川の利用はカヌーだけでなく、キャンプ、釣り等がある。それらの調査も必要なのではないのか。
カヌーを行う場合も、右岸には決して立入らない、むやみに上陸しない、川底をかきまわさない、野生動物に近づかない等の厳しい規制をするべきだと考える。
カヌーの横でジェットスキーを乗られると、大変危険である。看板をたてるとか、危険のないようお願いする。
夏場消乱する源流出発点、美留和橋、コッタ口、細間は車を止める所が狭く困っている。
釣人がマスシーズンには平気で右岸に多人数が入り込んでいるのが気になる。
カヌーシーズンなど陸に上がってからのゴミ、タバコの川へのポイ捨てがある。
湿原の保護区内への立入りは、カヌーイストよりも釣りの方が圧倒的に多く(9割以上)と思われる。何らかの規制が必要と思う。
ライフジャケットを着ていない人がいる。
個人で利用している方の中に沈んだ時、回収出来ないで放置してしまう人が多い。
混み合う時期に川でポール練習をしたり、狭い駐車場で一人一台の駐車とか、今後話し合いの場が必要だと思う。
古タイヤ、ペットボトルが岸辺に引掛かっているが、除去について行政とのタイアップが必要だと思う。
安全性の面から見ても、リバーバトロールのような人がいれば良いのではないかと。

「釣り利用実態アンケート調査 における利用上の問題・課題等」

【規制、制度、ライセンスについて】
釧路川及びその支流、湿原など、全てを禁漁にすることが望ましいが、保全作業が優先され、心の束縛があっては本当の自然保護に連携されない。規則より釣り人の優しさ、良心に委ね、知性を高めるほうを先行してほしい。
制限より開放という方向性の中で、さまざまな問題の解決を図ってほしい。
キャッチアンドリリースの法的な整備等をすべきで、釣りについては有料でも構わないと思う。そこまでしても、イトウの放流や川の自然保護をするべきだ。
日本では「禁漁」という法的概念があるが、アメリカでは「禁殺」という法律がある。つまり、魚は釣ってもいいが、決して殺してはいけないというもの。これは大変有効ではないでしょうか。
レギュレーションと規則をしっかりと作り、それを監視する体制を作る。マナーを守れない人は釣りをすべきではない。
釣り人が国立公園へ立ち入る事のできるライセンス制を導入してほしい。そうすれば、個々の責任を少しでも持つことが出来るのではないかと。

【マナー、モラルについて】
釣りに行って悲しい事は、ゴミの多いことである。マナーの教育が必要と思われる。マナーを身に付けルールを守りブライドを持った釣り人を育成する機会を設定すべき。釣り人の去ったあとゴミ。これはひどい。もっと、一人一人が考えて自分のゴミくらは自分で持ち帰る位の事は、釣り人が率先しやすい所にポスターや新聞等の広告で、釣りのマナーも必要だが、もっと目に付きやすい所にポスターや新聞等の広告で、釣りに対するマナーや知識を訴求してもよいのでは。
免許制や許可制度などの方法を行ってはどうか。釣れるだけ釣るのでなく、自分が食べる分だけ釣るようにする。などの講習を行いマナーの徹底を図る。
禁漁時期の河川での釣り、ゴミの問題など監視の必要性を感じる。
キャッチアンドリリースを進んでよりよい体制づくり(禁漁河川を増やすのも一方法)サクラマスの密漁防止策を図る。

利用における共通したルール等の規制(ライセンス制の導入等法的な整備)をつくり、利用者に対して情報提供しなければならないのではないかと。
利用マナーの向上を図るために、自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけるような情報等を提供する必要がありますのではないかと。
カヌー等利用について議論できる組織の設立が必要ではないかと。
利用時における安全対策について考える必要があるのではないかと。
監視人の設置等の監視体制について考える必要があるのではないかと。

釧路川カヌー利用ガイドラインを策定

2-3-3. 「釧路川カヌー利用ガイドライン」の策定について

釧路川でのカヌー（原動機付船舶を含む）利用によるタンチョウ等の自然環境に与える影響や、カヌー利用時におけるルールの必要性等を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン」を作成する。

ガイドライン策定WGの設立趣旨

釧路川（釧路湿原）におけるタンチョウの生育・生息等へのカヌー利用（原動機付船舶含む）が及ぼす影響や、カヌー利用にあたっての共通認識の確立を図るため、行政、カヌー利用者の責務を明らかにするとともに、行政の行う施策の基となる事項を定め、カヌーの航行に関する規制、自然環境への負荷の少ないカヌーの利用の推進、その他必要な措置を講ずる必要がある。

そこで、釧路川のカヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減を図るとともに、釧路川周辺における生活環境の保全に資する等、釧路川におけるカヌー利用の適正化を図ることを目的とした「釧路川カヌー利用ガイドライン」を策定するため、カヌー利用者、自然環境の専門家、関係行政機関で構成するワーキンググループを設立する。

賢明な利用の実現化

釧路川及び釧路湿原の自然環境をできる限り健やかのまま次世代に引き継ぐ

釧路川及び釧路湿原の自然環境や周辺に暮らす人々の生活に關してできる限り負荷をかけない

ガイドライン策定の手順

開発局が主体（事務局）に、利用小委員会委員、タンチョウの専門家、タスクフォースメンバーで構成。

1. 「釧路川カヌー利用ガイドライン策定」WGの設立
岩淵委員、杉沢委員、西川委員、百瀬委員、松本研究員、タスクフォースメンバーで構成
H14（2回程度）設立、策定までの検討方針をテーマに議論

2. 「カヌー利用がタンチョウに与える影響について」をテーマに議論
カヌー利用アンケート結果、類似調査事例（辺寒部牛川、阿寒川）\ 釧路湿原におけるタンチョウ調査等を基に議論
H15（1回程度）

3. 上記意見を踏まえ、「釧路川カヌー利用ガイドライン（案）」を作成
H15（4回程度）で検討

4. 案について、カヌー利用者等から意見を聴取
新聞での意見募集掲載（釧路川流域を対象）
カヌー利用者へのアンケートによる意見聴取（釧路川利用者を対象）
HPからの意見聴取（流域外を対象）
H15に実施

5. 各種意見を基に、ガイドライン（修正案）を作成
部会を2回程度開催して策定案を作成
H15に実施

6. 利用小委員会で審議し、ガイドラインを策定（H16実施）

7. カヌー利用者を集め、ガイドラインの説明会を開催、関係各所へ配布
カヌー利用者への情報提供
関係機関や観光協会、カヌー利用者等へガイドラインを配布（広く周知）
H16に実施

具体的な検討項目

（ガイドライン構成方針例）

1. 策定の趣旨

目的、策定の背景
定義（ガイドラインに掲げる用語の定義）
責務（行政、カヌー利用者）を条文化するか？）

2. カヌー利用者の安全に関する事項

安全のために必要な基準の設置

3. カヌー利用の推進に関する事項

4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項

広報・啓発
カヌー利用に関する情報提供、助言、その他必要な事項
自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備
調査研究
カヌー利用監視員の設置（指導及び啓発活動）？

5. カヌー航行に関する規制事項

カヌー航行規制区域・期間
原動機の使用（騒音・スピード）
停止命令
カヌー操船者の遵守事項

6. 利用負担金について

7. カヌー利用者との意見交換の場の設置

会の設置
会の組織等

2-3-4 釧路川カヌー利用ガイドライン策定に必要な整理・検討事項例

具体的な検討項目 (ガイドライン構成方針例)

1. 策定の趣旨
 - 目的、策定の背景
 - 定義(ガイドライン掲げる用語の定義)
 - 責務(行政、カヌー利用者) (条例化するか?)
2. カヌー利用者の安全に関する事項
 - 安全のために必要な基準の設置
3. カヌー利用の推進に関する事項
4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項
 - 広報・啓発
 - カヌー利用に関する情報提供、助言、その他の必要な事項
 - 自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備
 - 調査研究
 - カヌー利用監視員の設置(指導及び啓発活動)?
5. カヌー航行に関する規制事項
 - カヌー航行規制区域・期間
 - 停止命令
 - 原動機の使用(騒音、スピード)
 - カヌー操船者の遵守事項
6. 利用負担金について
7. カヌー利用者との意見交換の場の設置
 - 会の設置
 - 会の組織等

整理・検討事項例

釧路川及び釧路湿原に関する関連諸計画における位置づけの整理
 法規制状況の整理(自然公園法、河川法、文化財保護法、河川巡視規定等)
 釧路川及び釧路湿原への要望整理(流域、湿原・カヌーアンケート結果)
 釧路川カヌー利用の問題点等(メリット、デメリット)の整理(利用委員会の意見、流域、湿原、カヌー
 一等各種アンケート結果、新聞記事等)
 釧路川及び釧路湿原の利用状況の整理(施設、入込み数等)
 ルール等の概念図作成(具体的な規制場所と規制内容の具現化)

カヌー等船舶乗船時における安全対策についての事例整理
 釧路川のカヌー営業者の安全対策についての整理(カヌーアンケートを基に、追跡調査)

カヌーアンケート結果や既存資料を基に、カヌー利用情報の提供内容(利用箇所、期間、利便施
 設の位置等)について検討

カヌールールガイドラインの広報・啓発手法の検討(利用者への情報提供手段、安全教育等を
 含む)
 カヌー利用がタッチヨウ等と与える影響についての調査
 レジャー利用形態別の自然への影響度調査
 利用が自然に与える影響についての調査(研究体制の方針検討)
 河川巡視員等の監視員の事例整理(根拠、巡視事項、内容、委嘱等)
 カヌー利用監視員の設置方針の検討

釧路川で使用されている船舶の種類内容の整理(カヌーアンケート結果を基に、種別、概要、駆
 動方式、使用エンジン、形態等の整理)
 エンジンの種類と特性の整理
 タッチヨウ生息状況とカヌー利用状況のオーバーレイ化した検討図作成(生息箇所、時期、個体数、
 カヌー利用区間、時期・利便数等)

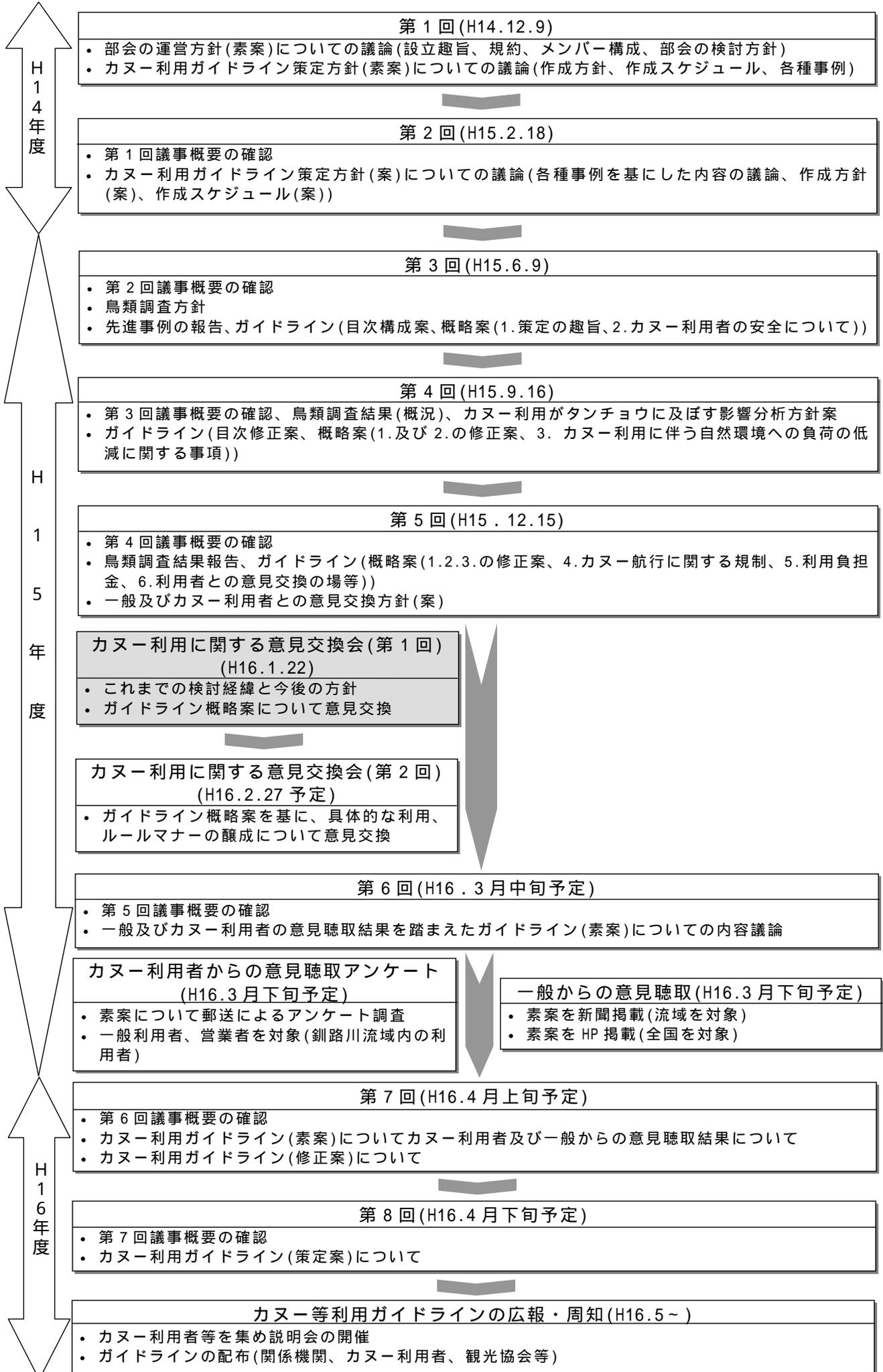
現状における税金(道税、普通税、目的税、レジャーボート等の課税等)と周辺施設の使用料
 の整理(住居、根拠、現状、罰則等)
 利用負担金を設定する場合の検討(根拠、手続き、留意点等)

意見交換の場の基本的な考え方の検討(設立趣旨、会の権限と実効性の担保、開催方法、会
 に参加する者の特定方法、会の参加者の義務等)

2-3-5. 釧路川カヌー利用ガイドライン策定における各種条例・ルール等事例の策定構成(巻末参考資料参照)

<p>北海道アウトドア活動振興条例</p> <p>第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 道の責務 第5条 ガイド及び事業者の役割 第6条 道の振興推進計画の策定 第7条 道民の理解の促進 第8条 アウトドアガイドの育成 第9条 アウトドア事業者の育成 第10条 環境の整備 第11条 推進体制の整備 第12条 財政上の措置</p> <p>附則</p>	<p>北海道フィッシングルール2002</p> <p>1. 遊魚に関するルール 海面 内水面</p> <p>2. 気をつけたいマナー 共通のマナー 釣りのマナー プレジャーボート、遊漁船のマナー</p> <p>水上バイクのマナー ダイバーのマナー</p> <p>3. 海洋性レクリエーションと漁業の調和 釣り団体に加入しよう 資源の増大に向けた 漁業者の取り組み 漁場利用規定 北海道遊魚指針</p> <p>4. サケ・マス釣りに関するあれこれ 内水面(増殖、調査) 海面(河口付近の規則、ライセンス海域)</p> <p>5. 遊漁船を利用する場合は船長の義務 守るべき船内でのマナー(船長の指示事項の例)</p>	<p>別寒辺牛川カヌー下りライセンス</p> <p>1. カヌーの乗り入れを制限(主旨)</p> <p>2. カヌー施設利用上の注意 カヌー施設の開放期間 ライセンスの交付 段階的カヌー総量規制 その他カヌーマナーの啓蒙事項</p> <p>3. その他のアウトドアスポーツ愛好者の方々へ</p>	<p>タンチョウ保護のための阿寒川・舌辛川の利用ガイドライン</p> <p>1 概要</p> <p>2 制限区間・期間設定理由</p> <p>3 ガイドライン カヌー・ラフティング等への開放区間、時期、時間帯(阿寒川・舌辛川) 利用制限の強化 利用の事前協議 その他 (含、マナーの啓蒙事項)</p>	<p>滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例要綱</p> <p>前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 道の責務 第4条 レジャー利用者の責務 第5条 関係事業者の責務 第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策 第6条 基本計画の策定 第7条 広報・啓発等 第8条 県民等の活動の促進 第9条 公共的施設の整備 第10条 調査研究 第11条 琵琶湖レジャー利用監視員の配置 第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等 第12条 プレジャーボートの航行を規制する水域 第13条 プレジャーボートの航行の禁止 第14条 停止命令 第15条 2サイクルの原動機の使用禁止 第16条 改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止 第17条 プレジャーボートの操船者等の遵守事項 第4章 外来魚の再放流の禁止等 第18条 外来魚の再放流の禁止 第19条 水鳥の生息地への配慮 第5章 環境配慮製品の開発および普及 第20条 環境配慮製品の開発等 第21条 環境配慮製品の使用 第22条 環境配慮製品の使用の促進 第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会 第23条 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置 第24条 審議会の組織等 第7章 雑則 第25条 規則への委任 第26条 罰則</p> <p>施行期日</p>	<p>釧路川カヌー利用ガイドライン(構成事例)</p> <p>1. 策定の趣旨 目的、策定の背景 定義(ガイドラインに掲げる用語の定義) 責務(行政、カヌー利用者)(条例化するか?) 2. カヌー利用者の安全に関する事項 安全のために必要な基準の設置 3. カヌー利用の推進に関する事項 4. カヌー利用に伴う自然環境への負荷の低減に関する事項 広報・啓発 カヌー利用に関する情報提供、助言、その他必要な事項 自然環境の負荷の低減のために必要となる施設整備調査研究 カヌー利用監視員の設置(指導及び啓発活動)? 5. カヌー航行に関する規制事項 カヌー航行規制区域・期間 停止命令 原動機の使用(騒音、スピード) カヌー操船者の遵守事項 6. 利用負担金について 7. カヌー利用者との意見交換の場の設置 会の設置 会の組織等</p>
---	---	---	--	--	---

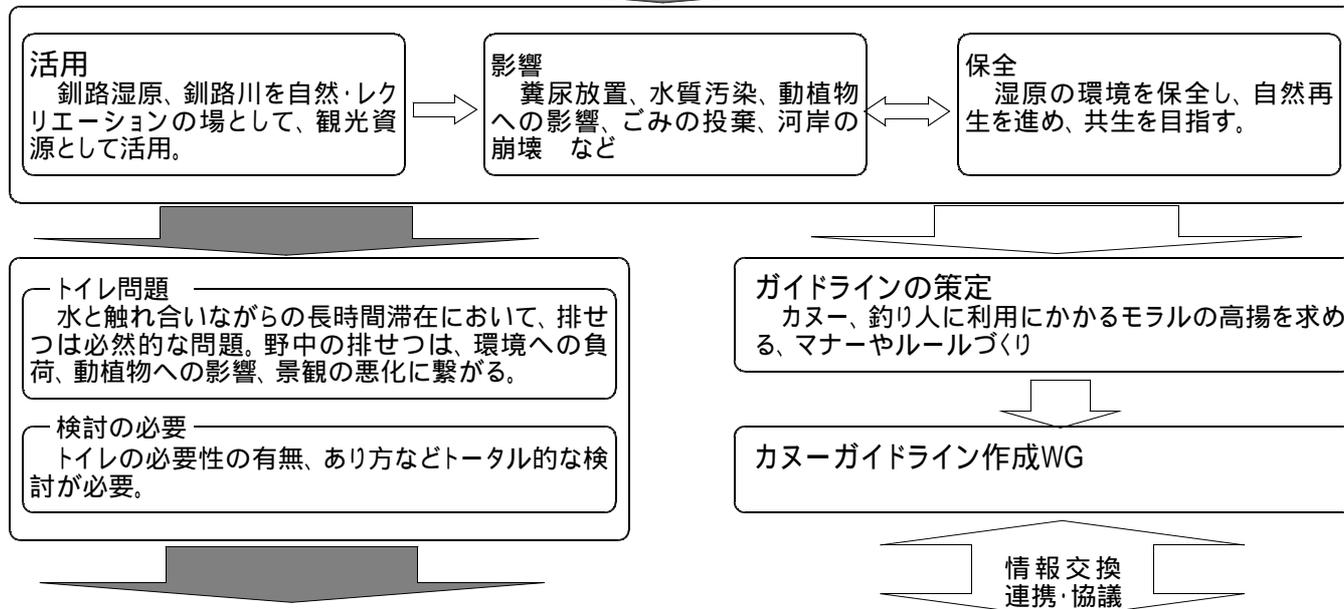
2-3-6. これまでの検討経緯と今後の方針



2-4.釧路川におけるトイレのあり方検討会について

カヌーのメッカ釧路川

釧路湿原の大自然の中を滔々と流れ、幾つもの湖沼を抱え特有の野生動植物にも出会うことのできる釧路川は、カヌーボートの整備も進められ全国有数のカヌーのメッカとして、愛好家の垂涎の的となっており、年間12,000人もの利用がある。
また、フライヤルアーをはじめとする釣り人の入り込みも相当あるものと推測されている。



釧路川におけるトイレのあり方検討会

調査 既存トイレの設置状況
カヌー客の入り込み、動向
トイレの可能性
(浄化方法、維持費、制度等)
携帯トイレの可能性
山岳トイレについての検証

検討 既存トイレの有効活用
トイレ設置の可能性
携帯トイレの可能性
入り込み規制 など

検討結果については、択一的な考えを避け、選択の余地を十分考慮する。

構成員

釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、環境省東北海道地区自然保護事務所、国土交通省釧路開発建設部、
(財)北海道河川防災研究センター、北海道釧路支庁(事務局)

これまでの経過

平成15年3月26日 第1回検討会開催
・趣旨等について
・進め方について

平成15年5～6月 現在設置されているトイレに係る実態調査 結果取りまとめ
・流域関係機関へのアンケート調査

平成15年8～9月 釧路川でのカヌー利用におけるトイレのあり方調査 結果取りまとめ
・カヌー事業者・愛好家団体へのアンケート調査
・カヌー利用者への聞き取り調査

(平成15年11月15日 釧路湿原自然再生協議会発足)

今後の予定

平成16年春～夏 「釧路川における今後のトイレのあり方」素案作成・検討

平成16年秋 一般に対して幅広く意見聴取

平成16年冬 修正・検討

平成17年春 「釧路川における今後のトイレのあり方」を小委員会に報告(途中経過についても随時小委員会に報告)

進 捗 状 況 項 目 一 覧

項目		実 施 内 容
イ ベ ン ト ・ 会 議	1	釧路湿原自然再生大会の実施
	2	自然再生協議会の設立・開催
	3	環境教育フェア2004(2/21実施予定)
	4	全国高校生環境サミット(標茶高校)
	5	各種行事(VC、EMC、市町村等主催の観察会等)
	6	釧路湿原21世紀の道ウォーキング
	7	ミニシンポジウム(標茶町、鶴居村)
	8	
	9	
関 係 団 体 に よ る 諸 活 動	10	釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会
	11	釧路湿原川レンジャー
	12	子どもパークレンジャー
	13	
	14	
情 報 発 信	15	ガイドマップの作成
	16	環境教育 学習資料の作成
	17	カヌーガイドラインの作成
	18	パンフレットの作成(釧路方式パンフ ほか)
	19	ニュースレター
	20	HPの開設
	21	国立公園案内(タッチパネルの設置)
	22	
	23	
自 然 再 生 へ の 取 り 組 み	24	森林再生(達古武、トラストサルン釧路)
	25	水質浄化実験(標茶高校とカムイエンジニアリング)
	26	
	27	
そ の 他	28	JICA研修(KIWC)
	29	修学旅行(釧路湿原やちの会)
	30	
	31	

3. 今後の調査・検討方針について

釧路湿原自然再生協議会再生普及小委員会の枠組み（案）

（１）ワーキンググループ

（既設ワーキンググループ）

釧路湿原環境教育ワーキンググループ

【目的】引き続き、環境教育資料作成、地域リーダー育成について検討

（敬称略 *印は、再生普及小委員会委員）

メンバー：佐藤 吉人（NPO法人釧路湿原やちの会事務局長） *
渡部 清紀（くしろネイチャーゲームの会） *
川崎 民子（釧路市立柏木小学校教諭）
神治 晋一（釧路市立大楽毛小学校教諭）
蔵光 貴弘（釧路町立富原小学校教諭）
住田 隆之（弟子屈町立和琴小学校教諭）
濱崎 誠三（標茶町立塘路中学校教諭）
水澤 好克（鶴居村立幌呂中学校教諭）
大島 茂樹（標茶町企画振興室振興課） *
加茂 誠志（アウトドア教育事務所）
平塚 一明（（有）ノースイーストカヌーセンター代表）
日高 哲二（Nature Office オルダー）
大西 英一（釧路自然保護協会幹事長） *

関係機関：東北海道地区自然保護事務所、釧路開発建設部治水課
事務局：釧路教育局生涯学習課

釧路湿原保全と利用の総合ガイドマップ作成ワーキンググループ

【目的】引き続き、ガイドマップの作成について検討

メンバー：佐藤 吉人（NPO法人釧路湿原やちの会事務局長） *
杉沢 拓男（NPO法人トラストサルン釧路事務局長） *
橘 利器（トラウトフォーラム会員） *
夏堀 勝治（釧路観光連盟） *
西川 栄明（アウトドアライター） *
渡部 清紀（くしろネイチャーゲームの会） *

関係機関：釧路教育局生涯学習課、釧路開発建設部治水課
事務局：東北海道地区自然保護事務所

釧路川カヌーガイドライン策定ワーキンググループ

【目的】引き続き、ガイドラインの策定について検討

メンバー：岩淵 鉄男（釧路カヌー連絡協議会） ＊
杉沢 拓男（NPO法人トラストサルン釧路事務局長） ＊
西川 栄明（アウトドアライター） ＊
百瀬 邦和（（財）山階鳥類研究所研究員） ＊
松本 文雄（阿寒国際ツルセンター） ＊

関係機関：釧路教育局生涯学習課、東北北海道地区自然保護事務所

事務局：釧路開発建設部治水課

（新設ワーキンググループ）

「10の提言」行動計画作成ワーキンググループ

【目的】提言に掲げられた事項の行動計画の作成

メンバー：（小委員会委員＋外部メンバーによって構成）

事務局：東北北海道地区自然保護事務所

（2）検討会

（既設検討会）

釧路川におけるトイレのあり方検討会

【目的】引き続き、釧路川沿のトイレのあり方について検討

メンバー：関係行政機関（今後、小委員会委員等も参画）

事務局：北海道釧路支庁環境生活課

（3）その他当面の検討課題

以上の課題の他、当面、取り組むべき課題は？

【 参 考 資 料 】

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

釧路湿原自然再生協議会運営細則

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

自然再生事業を実施しようとする者

地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者

関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、第14条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる

3 小委員会の委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4 小委員会は委員長の召集により開催される。

5 小委員会は次の事項を協議する。

(1) 実施計画案の内容

(2) 実施計画に基づくモニタリング結果

(3) その他必要な事項

6 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

7 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第11条 協議会の会議及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報
の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、東北北海道地区自然保護事務所で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項

(2) 第11条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補 則

(運営細則)

第 1 4 条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第 9 条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第 1 5 条 この要綱は、第 5 条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

湿原再生小委員会

旧川復元小委員会

土砂流入小委員会

森林再生小委員会

水循環小委員会

再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

湿原再生小委員会

湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

森林再生小委員会

森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
- 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

【 資 料 】

環境教育資料

NPO 法人釧路湿原やちの会活動報告書

塘路・茅沼地域における取り組み

これは何～んだ？
～ 湿原のついでに～



これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？

これは何～んだ？
これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？



これは何～んだ？
これは何～んだ？



創路湿原と私



今まで僕達も、湿原とは様々な関わり方をしているよね

そういえば私、前に湿原でゴミ拾いしたり、生物調査したことがあるわ！



何を見るのだろう？ 僕は以前、湿原の中で環境省や開拓局の人々が、奥態調査してるのを見たよ。

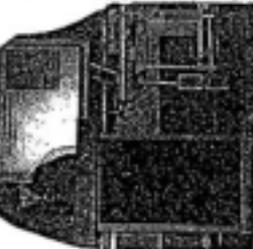
何を作っているのかな？
僕も実際にやってみたいな。。。



今年の夏・冬休みに、「湿原フィールドワーク」の学習会に参加したよ！



前に授業で、湿原に関する内容の、友達の影響を聞いたことがあります。



知っている調べは、いろいろあるけど、まだよく知らない。



【あなたが今まで、創路湿原とどう関わってきたのかを、書いてみよう！】

地域リーダー部会作成物の完成イメージ図

1 人材バンク「プログラムリスト」(例)

分野	NO	タイトル	団体及び個人名											
			教育大	武佐の森	昆虫同	パークボ	自然保護	高校理科	小中理科	野鳥の会	丹頂の会	ホテル会	山田太郎	
自然保護行政	1	日本の自然保護制度	○				○					○		○
	2	国立公園一覧	○	○		○							○	○
	3	日本の自然公園制度	○		○				○	○				○
	4	世界の国立公園				○				○	○			
	5	釧路湿原の誕生まで	○			○	○	○						○

※通年用、春用、夏用、秋用、冬用の5種類がある。

2 団体及び個人一覧(例)

団体名	窓口になる方	依頼時の連絡先	必要経費等	加入している方の名前
武佐の森	環境 太郎	0154-59-9305	保険料(有) 交通費(無) 教材費(無)	環境 太郎 山田 花子
昆虫同好会				
パークボラ				

3 依頼時マニュアルの例(アポイントメントのとり方) ※学校から団体及び個人へ

■最初はどうするの?

これほど思うメニューから、ご希望のものを選び、その内容に○のついている(指導が可能な)団体及び個人の連絡先に電話をしてください。

■それから?

ご希望の内容、時間や場所を伝えてください。団体の場合、事務局が、みなさんと講師との橋渡しをいたします。

■費用はかかるの?

みなさんが万が一ケガをした時に備える保険代、講師の交通代金、みなさんが製作する時の材料代などがかかる時があります。

※1~3は合本する。



とき 平成16年2月21日[土]13:00~15:30

ところ 釧路市生涯学習センター 多目的ホール[2階]

内容

- ポスターセッション
(学校、地域の機関・団体、個人等による実践の発表、
交流～パネル展示、ものづくり、展示、説明等)
- フォーラム(環境をテーマとした子どもたちによる意見交換)
- ミニ講演(環境をテーマとした楽しい内容)
- 物産販売(環境にやさしい物産の販売)
- ビデオ上映(釧路の環境にかかわる楽しい内容)
- 環境グッズ体験(ソーラーシステムなど環境にやさしい物に触れる体験)
- 環境クイズラリー(環境についての楽しいクイズ)

当日の日程

- | | |
|-------|--|
| 13:00 | 開会宣言
ミニ講演会 |
| 13:20 | ポスターセッション 物産販売
ビデオ上映 環境グッズ体験
環境クイズラリー
フォーラム(14:00~) |
| 15:10 | 環境クイズ抽選者発表 |
| 15:20 | 閉会宣言 |
| 15:30 | 終了 |

主催 くしろ環境教育フェア2004実行委員会

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■NPO法人「やちの会」 ■釧路市環境ウエットランドセンター ■釧路市立公園ボランティアレンジャーの会 ■子どもエコクラブくしろ ■北海道教育大学釧路校環境教育情報センター ■北海道地球温暖化防止推進委員会 ■くしろネイチャーゲームの会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアネットワークチャレンジ隊 ■釧路市自然環境局東北海道地区西部保護事務所 ■国土交通省北海道開発局釧路地質環境課 ■釧路市教育研究センター ■釧路教育研究所 ■カムイエンジニアリング ■北海道教育庁釧路教育局 |
|--|--|

後援

- 釧路市自然環境局東北海道地区西部保護事務所 ■国土交通省北海道開発局釧路地質建設部 ■北海道防犯支庁
 ■北海道教育庁釧路教育局 ■釧路市 ■釧路市教育委員会 ■北海道教育大学釧路校 ■中央製紙株式会
 ■北海道新聞釧路支社 ■釧路新聞社

(問い合わせ先) 釧路教育局生涯学習課 TEL 0154-41-1131 (内線3200)





実施日時：2003年9月21日

実施場所：釧路湿原右岸堤防付近（安原新釧路大橋～温根内ビジターセンター）
旧鶴居軌道（温根内ビジターセンター～北斗）
広域農道開通予定道路（北斗～安原新釧路大橋）

当日は、天候にも恵まれ、新聞発表等による公募で集まった参加者が湿原でのウォーキングを楽しみました。



参加人数：136名
ガイドスタッフ：6名
ボランティアスタッフ：10名
運営スタッフ：10名

参加者の層も幅広く、4才から70代まで、お一人での参加から、家族連れ、アベック、グループでの参加など、思い思いの楽しみ方をしました。

散策距離：24km コース（102名完歩）
散策距離：11km コース（34名完歩）





昼食を各自思い思いの場所で食べたり、温根内の中継地点では、ザリガニ釣りのアトラクションも楽しみました。

釧路湿原の背景に聳える阿寒の山々という絶景を満喫。タンチョウやアオサギ、ミンクなどの動物達との遭遇。参加者同志のコミュニケーションを楽しみながらのウォーキングは、事故もなく、参加した方々に満足していただくことができました。

所要時間: 6 時間 30 分

(9 時スタートして、最終到着者が 24km 地点ゴールに到着するまでの時間)

最初の到着者は、24km をなんと 3 時間 15 分でゴールしました。

ゴミを拾いながら歩く、大学生の参加者もいました。

障害のある方の参加もありました。

最終到着者は 6 才で 24km を歩ききった就学前のこどもでした。



「来年はやらないの?」という参加者からのリクエストも多く、検討のための材料として参加者へ参加賞とアンケートを郵送しました。



運営: 釧路湿原 21 世紀の道実行委員会
NPO 法人釧路湿原やちの会
ボランティアネットワーク チャレンジ隊 他

塘路・茅沼地域における取り組み

～水生植物を用いた水質浄化実験について～

1. 目的

釧路湿原に生育している水生植物を用いて、温泉排水の水質浄化実験を実施し、野外での応用の可能性を検討する。

事業は地元の環境共生型ベンチャー企業に委託。標茶高校の協力を得て実施することを通じ、環境教育上の効果も期待できる。

2. 平成14年度事業の概要

(1) 標茶町茅沼地区

- 実験場所： 標茶町茅沼地区より温泉排水を採取し、標茶高校ビニールハウス内で実施。(平成14年12月～)
- 実験内容： ヨシ、エンコウソウなど4種類の実験用植物を植栽したネット(網状構造体)を排水槽に浮かせ、定期的にpH、BOD、CODなど7項目の水質を測定。
- 実験結果： 実験期間が3ヶ月弱と短く、また植物の生育状況が悪かったことから、浄化機能の確認までには至らなかった。

(2) 標茶町塘路地区

- 調査内容： 標茶町塘路地区において、生活雑排水を7～8箇所採取し、水質を測定。温泉排水と同様の処理が可能かどうかを検討。
- 調査結果： 冬期のみ水質測定では不十分なのでさらに年間を通じた調査が必要。

3. 平成15年度事業の概要

昨年度に引き続き、湿原に生育する植物を用いて温泉排水及び生活雑排水の水質浄化実験を実施する。

(1) 標茶町茅沼地区

ビニールハウス内での実験に加え、温泉排水放流池周辺のヨシの成分分析(窒素、リン酸、カリ、塩分濃度)を行い、温泉排水によるヨシ生育への影響を調査する。

(2) 標茶町塘路地区

生活雑排水を採取し、ビニールハウス内で水質浄化実験を実施するとともに、排水路での定期的な水質測定を行う。



実験水槽
深さ H=90cm



植物（ヨシ）採取状況



ネット厚さ t=5cm



網状構造体（ネット）への植栽状況



標茶高校生徒による設置状況
(実験水槽にネットを設置)



標茶高校生徒による設置状況